

★1事業者につき1回限りの申請となります。複数の営業所がある場合もまとめて申請してください★

大ト協第152号
令和5年8月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 中川 才助

令和5年度 大阪府内トラック運送事業者 燃料高騰対策支援金
(ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、当協会では長引く燃料価格高騰の影響を受けているトラック運送事業者に対する支援金支給を今年度も実施いたします。
つきましては、以下の要領をご参照の上、ご活用いただきますようご案内申し上げます。
また、申請方法につきましては、郵送でのみ受付といたします。

記

1. 申請受付期間

令和5年8月17日(木)～令和6年1月31日(水)

※令和6年1月31日(水)までの消印有効

2. 支援金額

一般(特定)貨物自動車1台あたり 7,000円

3. 支給対象者(以下のすべてに該当する必要があります)

(1) 資本金又は出資の総額が10億円未満の中小法人、又は従業員数2,000人以下の個人事業主

(2) 令和5年7月31日かつ申請日時点において、貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第3条で規定する一般貨物自動車運送事業の許可、または同法第35条で規定する特定貨物自動車運送事業の許可を得て、大阪府内にて運輸事業を営んでいること

4. 支給対象車両（以下のすべてに該当する必要があります）

(1) 支給要件を満たす事業者が、令和5年7月31日時点で車検が有効な車両を登録し、事業に用いている貨物自動車（賃貸借やリースにて使用している車両も含む）

(2) 登録番号が「大阪」「なにわ」「堺」「和泉」のナンバーの車両

※ただし、被けん引車など原動機を有しない車両、軽貨物自動車は除く

5. 支援金必要書類

① 令和5年度トラック運送事業者燃料高騰対策支援金支給申請書（様式1）

② 事業用車両申請一覧表（様式2）

③ 誓約・同意書（様式3）

④ 申請する車両に係る自動車検査証の写し ※協会会員は、④の提出は不要

6. その他

○受付期間中に、1事業者あたり1回のみ申請となります。複数の営業所がある場合もまとめて申請してください。

○申請書類等に不明瞭な点が見られる場合は、支援金の支給はいたしません。

○手書き申請で様式1. 様式2の記入を訂正する場合、修正液等は使用せず、二重線で消した上から書き直すか新規の申請用紙にご記入ください。

（申請先〔郵送先〕ならびにお問合せ先）

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 総務部

TEL：（06）6965-4000 FAX：（06）6965-4019

※申請後にFAXやお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示は致しかねますので、必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。